

銀行法第五十一條の一十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第一一〇号）

改正案	現行
(株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスボージャー) 第五十三条 第三十四条から前条までの規定にかかるず、株式会社 企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）により保証されたエクスボージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。	(株式会社産業再生機構により保証されたエクスボージャー) 第五十三条 第三十四条から前条までの規定にかかるず、株式会社 産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）により保証されたエクスボージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。
2 (略)	2 (略)